

第6章 効果的にガイドラインを活用するために

1 ガイドラインの活用方法

ガイドラインは、景観に及ぼす影響の大小に関わらず、すべての公共施設の整備における設計段階（できる限り企画構想段階）で活用します。

また、整備時だけでなく、維持管理においても活用するとともに、景観形成に対する理解や意識啓発などにも活用します。

（1）景観形成に対する理解を深める

公共施設における景観形成の考え方や施設別の配慮事項などについて、市職員の理解を深めます。

（2）整備などにおける発想の手がかり

企画構想、計画、実施設計、維持管理などの各段階において、良好な景観形成のアイデアや手がかりとして活用します。

（3）知識や意識の共有ツール

整備などにおける景観形成に係る設計コンセプトの共有ツールとして、設計主管課と維持管理を所管する部署（以下、「維持管理担当課」という。）の引き継ぎや委託業者との協議などに活用します。

また、各公共施設を単体としてではなく、施設が隣接するものや立地特性に関連があるものなど、一体的な空間として景観形成することが必要な場合は、それぞれの公共施設間の設計コンセプトの共有ツールとしても活用します。

様々な場面で、
ガイドラインを積極的
に活用しよう！



2 ガイドラインの運用方法

(1) (仮称) 景観会議

公共施設の整備における景観に及ぼす影響などについて、景観協議の必要性や景観協議の実施時期を協議、調整するための会議を設置するなど、ガイドラインの効果的な運用を図ります。

(2) 景観協議

個別の公共施設の整備については、ガイドラインに沿って、企画構想、計画、実施設計を行うものとし、それぞれの景観に及ぼす影響について、設計主管課と景観担当課で景観協議を行うものとします。

● 景観協議の分類について

個別の公共施設の整備については、景観協議の必要性に応じて、以下の区分に分類します。

A : 特に景観に及ぼす影響が大きいもの、又は、他の景観資源と一体的な景観形成を図る必要がある公共施設

⇒ **都市景観アドバイス会議を含む景観協議必要**

設計主管課は景観担当課を通して、都市景観アドバイス会議で専門家の助言を受け、その助言をもとに景観担当課と景観協議を行う。

B : 景観に及ぼす影響がある公共施設

⇒ **景観協議必要（都市景観アドバイス会議不要）**

設計主管課は景観担当課と景観協議を行う。

C : 景観に及ぼす影響が小さい公共施設

⇒ **景観協議不要**

設計主管課は景観担当課との景観協議は不要とする。

* 都市景観アドバイス会議とは…

都市景観を形成する建築物等の具体的な計画及び設計について、
都市景観に関する専門的な立場から助言を行う会議です。

建築、土木、都市緑化、ランドスケープ、色彩の専門家により
構成されています。

● (仮称) 景観形成チェックシート

第5章の施設別ガイドラインで示す景観形成に必要な考え方などを考慮し、計画に反映しているかを確認するため、設計時に「(仮称) 景観形成チェックシート」（以下、「チェックシート」という。）を活用します。

景観協議の有無に関わらず、すべての公共施設の整備において、「チェックシート」を活用し、評価してください。

また、整備時の景観形成にかかる設計コンセプトや配慮事項を共有し、これらを継承した維持管理を行うため、「チェックシート」は、設計主管課から維持管理担当課に引き継ぐ資料としても活用してください。